

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第39回 平成22年 3月18日開催 午後6時30分から午後9時 人材育成センター研修室A

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、佐藤、中山、林、山岸、高山

傍聴者 1名

配布資料 ・新宿区自治基本条例区民検討会議開催候補日程(22年度上半期)

・第42回区民検討会議運営会次第

・検討項目9「地域の基盤」盛り込むべき事項 運営会案

・区民・議会・行政 検討項目一覧

・第27回検討連絡会議資料一式

・第38回区民検討会議開催概要

1 第42回運営会の報告

第39回区民検討会議(3月18日(木)開催)の進め方について

検討項目9「地域の基盤」について運営会案を取りまとめた。これを区民検討会議に諮ることとした。また、次の検討項目として、検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政運営」、検討項目6「情報の共有」、検討項目16「税財政」を一括して検討を行うこととした。検討項目9「地域の基盤」について区民検討案がまとまり次第、ワークショップを行うこととする。【報告】

臨時運営会について

3月1日の運営会で、検討項目9の運営会案が取りまとめられたので開催しなかった。【報告】

2 事務連絡

第33回区民検討会議開催概要のうち、未配布だった別紙部分の取扱いについて諮り、了承された。【決定】

3 第27回区民検討会議の報告

「区分B:区民の権利と責務について(骨子案の検討)」について、以下の報告があった。【報告】

骨子案作業チーム2が作成した骨子案をもとに検討が行われた。

区民の権利について

- ・「情報を共有する」について、盛り込むかどうかは保留となった。
- ・「安全で安心に暮らす権利」は、前文で盛り込むこととなった。
- ・「学ぶ権利」については、次回以降検討することとなった。

区民の責務について

- ・作業チーム2が作成した骨子案をもとに再検討されることとなった。

「区分F:地域自治」、「区分D:議会の役割と責務」は、審議未了である。

今後の検討連絡会議の進め方について

検討項目の検討順序については、区民検討会議の進行に合わせることとなった。

22年度第一四半期(4～6月)の開催日程について、以下の日程となった。

4/13(火)、28(水)、5/12(水)、27(木)、6/17(木)、29(火)

いずれも18時30分開始

その他

- ・ 次回は、審議未了であった「区分D:議会の役割と責務」について検討することとなった。

4 全体討議の進め方と全体討議

全体討議の進め方について、以下の手順で進めることが説明された。

説明の詳細は別紙のとおり。

- ・ 地域自治組織についての運営会案を運営委員より報告を受け、その後、全体で討議する。

全体討議により、以下のことが合意された。

(1)について

- ・ 自治の中には、独立という言葉の意味も含まれる。
- ・ 地域内分権という言葉については、検討項目3「行政の役割と責務」の検討において、必要に応じて議論する。
- ・ 区民(住民)については、区民の定義が決定するまで保留とし、留意事項とする。

(2)について

- ・ ～ は地域自治組織の機能の例示であり、「以下に例示する ～ の機能を有する」とする。

(3)について

- ・ “必要な措置”の具体的な内容については、留意事項として、人、モノ、カネ、情報等とする。

(4)について

- ・ 運営会案のとおり合意された。

5 ワークショップ

検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政運営」、検討項目6「情報の共有」、検討項目16「税財政」のワークショップは、次回行うこととなった。【決定】

6 牛山先生レクチャー

「行政」について条例に盛り込むべき事項を議論にあたっての留意点について、レクチャーがあった。

レクチャーの詳細は別紙のとおり。

以上

第39回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	39回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	×
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	×
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	×
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	×
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	×
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	×
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	×
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	×
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			18

全体討議

ファシリテーター 全体討議の進め方を説明します。【資料3】検討項目9『地域の基盤』（地域自治組織についての運営会案）をご覧ください。最初に、この運営会案について皆さんに運営会の代表世話人から報告していただき、その後検討します。

高野委員 運営会案を報告します。

(1) 区は地域の特性をふまえた区民(住民)の自治を尊重し、区民(住民)が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとする。

(2) (1)に定める地域自治組織は、以下に掲げる ~ の機能を有するものとする。

情報の共有

地域課題の解決

区民(住民)の区政参加

地域社会(コミュニティ)の活性化

議会・行政への提案

諸団体間のネットワーク形成

その他、当該地域の自治に関すること

(3) 区は、地域自治組織を支援するため(予算上)必要な措置を講ずるものとする(することができる)。

(4) 地域自治組織に関し、必要な事項は別に条例で定める。

運営会案はこのようになりました。この案について皆さんで話し合っていきます。よろしくお願いいたします。

ファシリテーター (2)の から は、前回皆さんが検討した地域自治組織の目的からつくりました。はその他ということで追加しました。

順番に(1)から検討していきます。(1)について意見はありますか。

委員 (1)に区民が自主的に設置する地域自治組織と書かれている。自主的に設置すると限定すると、地域自治組織を設置するところと、設置しないところがあるので。ある一定の区域分けに従った地域自治組織が必要である。

牛山教授 運営会や前回の議論での皆さんの意見をまとめると、このような案になるということはこの会で申し上げ、文書作成にも協力させていただきました。私の認識では、地域自治組織を地区協議会のように、明確にこの条文に書くことについて意見が分かれていると思います。地域自治組織をどのようにするかは、将来この条例ができた後、さらに区民の皆さんで議論していただきたいです。そして、(4)の別の条例で定めるときに、地域自治組織の区域や組織を一

律に設定することについて検討するというのが、運営会で最終的にまとめられた意見だと思っています。地域自治組織が、町会なのか地区協議会なのか、その他の組織なのか合意にいたっていないので、行政がそれを決めつけて活動をしなさいと言うことはできません。行政がつくるのではなく、住民がつくるものが地域自治組織であるということから、自主的に設置すると書くのだと思います。もし、制度について規定をすとなると、細かい制度設計について時間もかかり、調査も必要です。(4)に書かれているように、今後そのような議論をするということなので、そこで話し合ってもらいたいと思います。

委員 この案を見ると、エリアなどの細かいところは住民として興味がある。自主的という表現にも賛成である。組織ができたときの権能として議決権、決定権をもたせるかが重要である。そのようなことを(4)で議論するのか確認したい。

牛山教授 (4)の別の条例でそのようなことを議論していくということを宣言した条文だと思っています。

委員 様々な方の経験がにじみ出ていることは評価できる。このことは難しい課題である。明確に条例に地域自治組織を位置づけるためにも、自主的ではなく独立である。行政からも議会からも独立した立場で区政に発言をし、問題解決をすることが基本になってくる。地域課題の解決、区民(住民)の区政参加、議会・行政への提案については欠かせないものである。今までの議論の結果からあるべき姿について条文にかくべきである。新たな自治組織に権利を付与し、独立した組織が必要である。

ファシリテーター 今の話は「独立」という言葉を加えたいということですか。

委員 条例に書くなら、独立という言葉が重要である。どのような位置づけにするかで議論が分かれる。

ファシリテーター 「独立」という言葉を盛り込むこと以外では(1)に賛成ということですか。

委員 賛成である。

ファシリテーター どのように盛り込みますか。

委員 新たに設置する組織は行政からも議会からも独立しているという文言を入れるのが基本だと考えている。そのことは別の条例で定めるときに関わってくる。

委員 「独立」という意味がよく分からない。住民組織が独立して全てできることを「独立」と言っているのか。議会、行政から独立しているという意味であれば、自主的という表現で十分である。自主的という表現で、行政など様々な組織と関わりあって目的を達成していく組織が望ましいと思っている。

委員 ひとつの枠組みをつくるので、議会や首長との関係はずせない。その中で、ひとりひとりが独立した立場で意見を出して議論をしていかなければいけない。私の言う「独立」とは、首長や議会などとの関係で圧力を受けないという意味である。「自治」に独立という意味が含まれるという解釈であれば、それでも良い。

牛山教授 ひとつの例ですが、明治大学の校訓に「独立自治」というのがあります。1人で立てて自ら治めるという意味で、今の「独立」という言葉と同じような意味だと思っています。「独立」という言葉だけを入れると、行政や議会とは関係がないという意味になり、意図されていない議論にな

ってしまいます。政策を提案するということが議会、行政とも関係があるので、ここは、「自治」を規定し、その中に独立という意味が含まれていることを条例の解説に入れるという整理の仕方が良いと思います。

委員 それで良いと思う。歴史的に自治はひとりひとりの独立の動きから出てきた。そのような整理で良い。

委員 前は地域内分権を目指すという議論がされた。そのような意味は(1)の表現で十分に伝わるか。あるいは、地域内分権について書かないとことにしたのか。

委員 地域内分権の捉え方にはいくつかポイントと考えている。その中で、議決権がある、またはさらに進んで決定権がある組織にするのかということである。このようなことを含めて地域内分権と捉えるか。それとも議決権の部分だけにするのか。態度で考えるのか、捉え方で考えるのかということである。

委員 この議論については前回議論した。時間も手間もかかり、決められないということで(4)にあるように、別に条例を定めるときに議論するということがこのような案になっている。

牛山教授 この案では、地域内分権の住民側の分権についての意味しか入っていません。行政のあり方にも関わってきます。例えば、行政が地域の行政機関のようなものを整備することなどです。この後議論する検討項目3『行政の役割と責務』での議論にも関わってくるので全部この項目に書き込むことは難しいです。次の項目であわせて議論してみるのが良いと思います。

ファシリテーター 今までの議論をまとめます。独立という意味は自治の中に含まれるということを確認しておくことがひとつです。地域内分権という言葉についてはペンディングにしておいて行政のあり方のところで議論が必要ということによろしいですか。

委員 (4)で別に条例を定めるとなっているが、それだけでは足りない。区民を中心に委員会のようなものをつくり、1年か2年かけて地域自治組織のあり方や権能、地域内分権について議論していかなければいけないと思う。区民が入っていないのに別の条例で地域自治組織について規定することに懸念を抱いている。

ファシリテーター 今の話は、(4)で別に条例を定めるときに、条例を検討するメンバーに区民を入れたいという意見ですね。

(1)については、「区民(住民)」という表現がありますが、これについてはどのようにしますか。

委員 「区民(住民)が自主的に設置する地域自治組織」と言うと、既存の様々な団体を自主的に設置しているかどうかで選別するようになる。「これからつくる」というニュアンスを出すほうが良いと思う。

牛山教授 区民が自主的に設置していない地域自治組織とは、どのような組織がありますか。

委員 地区協議会などである。

牛山教授 行政によって義務的につくらされたと認識して良いですか。行政の呼びかけに応じて住民が自主的に設置したと、私は考えます。よって地区協議会も自主的に設置した組織と考えてよいのではないのでしょうか。自治会、町内会も住民が自発的につくってきました。私は、既

存の全ての地域自治組織が、自主的に設置した組織に入ると認識しています。

委員 確認だが、私も地区協議会を自主的に設置した組織と考えている。行政から声かけがあったとしても、1年近くの準備委員会で議論して設立したという経過があった。地区協議会の1つの仕事として都市マスタープランの改訂において、まちづくりについて提言した。まちづくりの方針を提言したことは、地区協議会が自主的に検討して行った。私は、地区協議会は自主的に設置された組織であると理解している。

ファシリテーター 今の話は、地区協議会は行政の声かけに応じて住民が自主的に設置した組織であるという意見ですね。

委員 (1)の表現について、主語が「区」になっている。主語が「区民」になって、区は促進するという表現にならなくてはいけないと思う。

委員 行政が自治を区民に認めることは、権限を区民に移譲することだと思う。「区は地域の特性をふまえた区民(住民)の自治を尊重し」をそのように認識して良い。区民(住民)が自主的につくり、皆が活動に参加し、促進していくという流れの読み方で良いと思う。

牛山教授 区民が地域自治組織をつくる、というような規定をすると、条例なのでつくらなくてはいけなくなります。よって、自主的という言葉もあるので、語彙矛盾が生じます。区民を主語にすると書くことが難しいと思います。

委員 現在の地区協議会は本当に自治組織なのか。新宿区からお金が出ていて、それに頼っているのに自治組織と言えるか。よって、新たに設置するということである。

ファシリテーター 今、地区協議会について議論していません。議論しているのは、主語が「区」になっている文を、区民が自主的にやることを強調する文にできないかということです。

また、先程提案させていただきました「区民(住民)」については皆さんの話からすると「区民」が良いと思いますが、どのようにしますか。「区民」の定義が決まってからが良いですか。では、「区民」の定義が決まるまでこのままにしておきます。

委員 (1)の地域自治組織の活動を促進するのは誰か。

牛山教授 促進するのは区です。

委員 促進ではなく「支援」という表現にするとどのように違ってくるか。

牛山教授 条例上、支援や育成は上下関係になります。ただ、細かい文言は後で議論して良いと思います。

ファシリテーター (1)で「区民」を主語にすることは難しいようなので、(2)に進んで良いですか。

(2)は から まであります。整理できるかどうかを議論していただきたいです。

委員 新たな地域自治組織は議会、首長とともに新宿区のガバナンスの一端を担うべきである。 、 が重要であり、他は客観的についてくるものと理解している。

牛山教授 ここは、皆さんの全体会とワークショップの議論で合意できるものを並べています。 、 が重要であることはその通りだと思いますが、みなさん全体が合意できる項目が並んでいるとご理解いただければと思います。

委員 あってはいけないわけではないが、「 諸団体間のネットワーク形成」はそれぞれの組織が

やれば良いことで、入れる必要はない。

牛山教授 悩んだのは、 から までの機能を全部持っていないと地域自治組織と言えないのか、いずれかを持っていれば地域自治組織と言えるかについてです。ここは皆さんで決めていただきたいです。今のつくりは全部持っていないと地域自治組織と言えないようになっています。全部持っていなければいけないとするならば、先程のように必要でないという議論もあるかもしれません。法令上では、制限列举、概括列举といいますが、今は制限列举のような書き方になっています。

ファシリテーター 今の牛山教授のお話は、運営会案では制限列举のような書き方であり、全て持っていないと地域自治組織といえないという意味ですね。それとも、 ~ は例示ということにしますか。

委員 ワークショップでどのような地域基盤の組織にするかから議論を始めた。現在の各組織を否定するものではない。しかし、ひとつの組織で住民自治を担うことができないからこそこのような議論をした。 から はモデルの方向性を示したと思っている。例えば町会は全ての機能を持っているわけではない。しかし、町会に何が足りないかを議論するための方向性が見えてくる。結論としてはひとつのモデルの方向性であり、足りているところと足りていないところがある。しかし、すべて地域自治組織であると認識している。

委員 今の地区協議会は区政参画と地域の課題解決といった表面に出ているところで評価される。実際に ~ までは、今の活動の中で実施されている。地域の自治組織としては ~ まで入れる方が良い。

牛山教授 今の意見は、 から は例示であって、いくつかを持っていれば地域自治組織と言うということですか。そのようにするならば、「以下に例示する から の機能を有する」という表現にするといいですか。

委員 各地で自治組織について議論されている。私が普段悩んでいることを自治基本条例で解決してもらいたいという思いがある。 から のうち、できている、できていないということを議論することが可能なので、例示にしておきたい。諸団体間のネットワーク形成もできているところとできていないところ様々である。よって、このような例示が良いが、総括してそのようなものをつくっていくという議論はどのようにするか。例えば、新たに権能、機能をもった組織をつくるのか、現在ある中でそれぞれが自助努力でこのような方向を目指すのか。

委員 今の発言は、条例にこのように定めたときに、地域は実際にどのようにするかということなのか。そのようなことはここで議論することではないと思う。

委員 そのような意味ではない。今、多くの団体がある。例えば、地区協議会は公募でメンバーが構成されている。町会は全世帯を対象にしている。そのような中で、新しい組織をつくるという想定をするのか、(4)の別の条例に任せるのか。

委員 今、地域の諸団体は行政と同じで縦割りになっている。横断的なつながりがない。横断的なつながりを地域自治組織でやっていかななくてはならない。唯一エリアを持っているのは町会で。地区協議会は町会と連携してやってきている。縦割りにされている部分をどのようにして

いくのかを考え、諸団体の問題を誰がどのように解決していくのか、権限や予算はどのようにするのかを考えていくと地域自治組織はまとまる。別途条例を定めるときに具体的に権限などを考えた方が分かりやすい。

委員 今の発言の諸団体は縦割りになっていて、横のつながりがないという発言に異論がある。地区協議会は区の呼びかけに応じてつくることになった。一部から批判や課題を指摘されているのが現状である。

ファシリテーター (2)は「以下に例示する ~ の機能を有する」ということで良いですか。では、例示とすることで合意とします。

(3)に移ります。(予算上)とありますが、どのようにしますか。

牛山教授 これは予算の範囲内であることができるということです。他の自治体ではこのような書き方が多いかもしれません。皆さんで議論して消していただいても良いと思います。

委員 私は「予算上」を入れておきたい。自治組織がレベルアップすると独自の予算をもつと考えられる。各団体には行政からの決められたお金がでていところもある。自治組織が進んでいけば、予算がそれぞれ違うのが当然になる。その差を低減するのか、独自の予算をもたせるのかがガバナンスの考え方である。そのような考え方も含めて「予算上」は入れておきたい。

委員 (3)は「支援する」となっているが「促進する」の方が良いのか。また、(予算上)はヒト、モノ、カネである。ヒトはアドバイスを受けること、モノは会議室の提供などを含める。そのように認識した方が良い。

牛山教授 お金だけではなく、意味を広げた方が良いということですね。「促進するため必要な措置を講ずることとする」という表現にすると良いと思います。

委員 ヒト、モノ、カネ、情報、時間全てを含めて「資源」という言葉はどうか。

委員 確かに資源と言うと全てだが、「必要な措置」という言葉がすでに全てを網羅しているので何も入れないほうが良い。また、支援ではなく促進が良い。

委員 このような文言を定義しなくても、条例ができたときに解説に書けば良い。

委員 (1)に促進するという言葉が入っているので、(3)は具体的な支援で良い。自治組織が進まなくなったときに知恵をかりることもある。(1)の促進に深い意味をもたせ、(3)は具体的な支援を書くべきだ。

委員 推進という言葉もある。

ファシリテーター (1)は「地域自治組織の活動を推進する」と書かれています。(3)は「地域自治組織を支援する」と書いています。活動を推進すると、組織そのものを支援するという違いがあります。

委員 牛山教授にお聞きしたいが、「支援する」とした場合、予算を出してもらった時、その予算は交付金なのか、支援金なのか、補助金なのか。交付金にしてほしいと考えていれば、「支援する」という文言は正しいのか。

牛山教授 どちらの可能性もあります。人、モノ、カネ、情報と言いますが、行政側からすると何を提供してもお金がかかります。よって、予算という言葉を使います。行政は予算の範囲内でお

金をだします。意味を広げるために予算上という言葉は外すこともひとつの考え方です。

委員 (予算上)という言葉は要らない。これからの自治組織に必要なことをお金以外にも措置してもらおう。公の権限の一部を担うので、当然のことである。予算上という言葉を入れると複雑になるので要らない。

ファシリテーター 今までの話をまとめます。(3)「区は、地域自治組織を支援するため必要な措置を講ずるものとする」ということでよろしいですか。

委員 現実の議論で、課題を解決する必要はあるがお金がないという状況がよくある。そのときに、組織がしっかりしていけば、組織から捻出することも、行政に頼むことも可能である。様々な方法がある。そのような状況が多いならば、「予算上」を明確にする方が良い。また、「講ずるものとする」と断定の表現にしていると、予算上厳しい時に行政がどのようにするのか。

牛山教授 「講ずるものとする」と書くとしなくてははいけません。しかし、必要でなければ措置を講じなくても良いという考え方もあります。

ファシリテーター (予算上)という言葉いれなくても良いということですね。

委員 私は「予算上」を明確にした方が良いと思っているが、皆さんが入れる必要がないと判断されるならばそれで良い。

委員 私は「予算上」を入れたほうが良い。入れないと、(1)と(3)が同じようなことを意味する。さらに、具体的なことを表現するためにも、人、モノ、カネと書くほうが良い。

委員 「必要な」に全てが含まれるので、「予算上」という言葉がなくても良いと思う。

委員 (4)で地域内分権を議論するという話があった。私は地域自治組織に権利を付与したいので、ミニ議会などのようなものをつくりたいとすると、ミニ議会は予算も人も必要である。(4)との関わりあい議論するべきである。(1)はこれで良いが、(3)は今まで通りのスタンスを書いているだけなので直した方が良い。

ファシリテーター 今の話は、地域自治組織がミニ議会のようなものになるならば、支援や必要な措置という表現がミニ議会に対して合わないということですね。

牛山教授 ご指摘の趣旨は非常に分かります。確認としては、(1)は地域内分権の基礎になる、地域の住民の自発的な活動をしていくということですね。「促進する」は様々な解釈ができますが、地区協議会、町内会などの住民の自発的な活動を新宿区はしっかりと促進する区であると宣言するということです。(3)では、区に義務付けているということを意識してください。住民が頑張るときに区は応援しなさいということが(3)の意味です。(3)は地域自治組織を低める規定ではなく、区行政に対して義務付けている項目だと読んでください。「予算上」という言葉は文言の問題なので、後で議論した方が良いです。

委員 このお金は私たちの税金なので、もらうという表現ではなく、区行政が予算を分配するということを言っていると思う。必要な措置を講じるということは行政に対して責任を果たしなさいといっていることなので、このような文言が良い。

委員 「予算等」とすることはどうですか。「等」に施設、人、知恵も入るのではないか。条例に馴染まないのか。

牛山教授 私の提案としては、そのように皆さんで理解しておいて、「予算上」は外しておくということとです。条文上整理するときに、皆さんの意見を踏まえて再び考えたいかがでしょうか。

委員 原点に分かりやすくつくるという考え方があった。私の提案は「予算上」は外して、「必要な措置(人、モノ、カネ、情報等)」とする方が分かりやすいと思う。

ファシリテーター 今ご提案として「区は、地域自治組織を支援するため必要な措置(人、モノ、金、情報等)を講ずるものとする」という意見が出ましたが、いかがでしょうか。

委員 「必要な」が非常に重要な言葉なので、限定しない方が良い。

委員 条文のつくり方はそれぞれの考え方があると思うが、最終的に文言の解釈である。どこまで説明しておくか、後で解説があるならばそこで補われれば良い。そのような認識をしておけば良いと思う。

牛山教授 今はまだ条文をつくる段階ではないので、今のご指摘のようにしておいて、分かりやすく書いておくのが良いと思います。

委員 「必要な」が重要なので、(人、モノ、カネ、情報等)は必要ない。

牛山教授 先程の意見は必要な措置の例示なので、問題はないと思います。

ファシリテーター では、メモ書きとして(人、モノ、カネ、情報等)ということを書いておくことで良いですか。

事務局 留意事項として書くということですか。

ファシリテーター そうです。留意事項に人、モノ、カネ、情報等と書くことでよろしいですか。

では、(4)に移ります。先程から意見が出ていますが、改めて意見はありますか。

委員 ここそ、留意事項が必要である。別に定める条例の制定にあたっては、区民(住民)の意見が反映されるようにしなければならないということを留意事項としたい。

委員 必要な条例を定めるときに、権能の部分を議論することを書いてほしい。決定権を持つのか、議決権を持つのかは議論していないので、別に条例を定めるときに議論してほしい。

ファシリテーター 今の話は、別の条例を制定するとき、権能について議論することを書いてほしいということですね。

牛山教授 (4)にどのように入れるのですか。

委員 別の条例を定めるときの留意として書いて、我々の意見が反映されればと思っている。どのような組織にして条例をつくるかはわからないが、条例にするのは最終的には議会であり、そこにどのように参画するかである。書くというわけではなく、条例をつくるときに、権能についても検討してほしいという意味で発言した。

牛山教授 どのような組織か想定できないまま議論しています。町内会なのか、地区協議会なのか、全く新しいものなのか、全てに関わるものかなどがわからないので、議決権についての議論は難しいと思います。

委員 条例を制定するにあたり、議会や行政だけで地域のことを考えるのではなく、区民や住民も入れて考えてほしいということである。

牛山教授 そのことについてはここで議論することでしょうか。住民投票など、他にも別の条例に委

任することはたくさんあります。この(4)だけに限ってそのようなことを書くと、他のことは住民を入れなくても良いということになってしまいます。市民参加のしくみや条例検討のありかたなど、実際に様々な条例をつくる時は一般的に別のところに書きます。皆さんの気持ちは非常に分かるが、具体的にどのように書くのですか。

委員 地域自治組織のようなことは区民が審議に関わっていき、条例をつくらなければいけない。このようなことが担保されなければ、今のあるところと変わらない。どこに書くかは議論が必要だが、地域自治組織が一番大事なので提案した。

委員 牛山教授が懸念していることは、ひとつの項目だけに書いてしまうと、今までの委任する条項全てに書かなければいけないということだ。よって、書かずに当然のこととして進めていく方が良いと思う。

牛山教授 ここだけ留意事項として住民が入って議論すると書けば、他は住民が入らなくても良いことになってしまいます。留意事項として、ここにどのように書きますか。

委員 この別に定める条例の制定にあたっては、住民の意見が反映される体制を設けることと書く。

牛山教授 他の条例づくりのときにも住民の意見が反映されるようにするのですよね。条文になっていないのでこのように書いています。条文になるときは、「第何条に定める事項に関しては」となります。行政と議会に義務付けしていますが、ただの委任条項です。自治基本条例にでてくるようなことは、新宿区の理念に基づいて住民参加、住民協働で決めていくと思います。当然に地域住民に関する事柄は、住民が意見を述べる機会があると思います。大事なところだから皆さんの気持ちは分かります。しかし、ここだけ書くと、他は住民が参加しなくても良いように読めてしまいます。書くとしたら、どのように書くのでしょうか。

事務局 盛り込むべき事項としてそのようなことは書くべきではないと思います。しかし、全体に関わることとして、別にそのようなことを検討連絡会議で申し入れをして、書いていくことになると思います。留意事項ではなく、別の申し入れの仕方を考えていけば良いです。検討連絡会議の中では区民検討会議の6名の代表の委員が発言して合意していけば良いです。

委員 検討連絡会議は3者で議論することが基本なので、区民検討会議の代表の6名で提案していく。

委員 検討連絡会議での住民投票の話で、個別条例をつくるときに区民が参加することに否定はしていなかった。しかし、保障はされていないので、これからの話し合い次第である。

事務局 議会に対して法的に保障させることは難しいと思います。会議録や合意事項として記録として残すことは可能です。記録として残していき、担保していくことを検討連絡会議の委員は行ってほしいと思います。

委員 記録の中に個人の名前はでるのか。

事務局 検討連絡会議では全ての方の名前が出ます。

委員 条例で定めることに関して、我々が考えている留意事項は提案できるのか。

牛山教授 次の行政や議会のところで、義務付けはできませんが、努めなければいけないと書くこ

とはできます。まだ議論の余地はあると思います。

ファシリテーター (4)自体には賛成ですね。今、議論になったのは、条例をつくるときには区民を参加させることを留意事項に書きたいということでしたが、それは難しいという議論になっていました。牛山教授の提案では、次の行政や議会での検討をするときに、条例づくりに区民が参加するということと、「努めなければいけない」という表現を入れておけばカバーできるということでした。よろしいですか。(4)についてもこれでよろしいですか。

では次に進みます。

委員 (1)の「区民」を主語にした表現の問題が残っている。例えば、「区民は地域の特性をふまえて自主的に地域自治組織を設置し、地域自治を促進するものとする」という文にする。しかし、原文の区が地域内分権を保障する意味が薄れるので、主語を「区」にした方が良い。

ファシリテーター 「区民」を主語にした方が良いという提案がありましたが、「区」を主語にする方が良いという意見でした。では、また案があれば出して下さい。

今回は、検討項目3『行政の役割と責務』、検討項目4『(仮)行政の運営』を議論し、検討項目6『情報の共有』、検討項目16『税財政』に入っていきます。今回はワークショップをやりませんが、その前に先生からレクチャーを受けて、次回どのようなことを話すかを考えて来て下さい。

牛山先生レクチャー

牛山教授 時間も少ないので、短くまとめて話します。次は行政について条例にどのように書くかを議論します。基本的には行政が何なのかをイメージしていただきたいです。法律上の機関として位置づけられるのは区長です。区長が機関として新宿区という法人を代表して行動します。しかし、区長1人では仕事ができないので、執行機関として自治体の職員が補助しています。それを分かりやすく言えば行政という言葉もありえます。また、日本の自治体は行政多元主義と言い、権力が分立することになっています。執行機関の中に、区長部局以外に教育委員会や選挙管理委員会などがあります。形式的には区長の下部としてあるわけではありません。区長は全体と連携していきます。当然、新宿区の代表者は区長であり、国とは違います。国の代表は内閣の代表の首相と国会議長と最高裁判所の長官ということで三権の長と言います。このように国とは違い、新宿区の代表は区長で、区長が行政を統括することが法律上の位置づけになっています。このようなことが新宿区の行政の全体像になります。よって、区がどのように行政をしていくか、1つの柱としてはマネジメントとしてどのように組織を運営するかがあります。そこでは、効率的に、お金を無駄にしないなどの要望があると思います。もう1つは行政が物事を行うときに住民の声を反映した、住民のニーズに合った行政をすることなどもあります。関連したこととしては、行政の監査があります。監査は監査委員がしていますが、そのようなことが政策評価や行政評価に広がっています。市民オンブズマンなどのように、市民がどのように関与するかという問題もここに入ってくるかもしれません。税財政については、税金をどのように使うか、どのようにあるべきか、などが入ってくると思います。そのような中で、機関として区長がどのように立ち居振る舞いをするのか、職員1人1人が新宿区のパブリックサーバントとしてどのようにあるべきか、職員の政策形成能力を高める、研修を受けさせる、などのような問題があると思います。大まかに言うと、3つの柱があります。自治体マネージメント、住民との共同意思決定、税財政の3つです。財政は政治的な問題として、どこに、どのようにお金を使うかなどがあるので、それについての理念が良いと思いますが、考え方やルールをしっかりと示すことは必要だと思います。まずは、行政についてイメージを持ってください。図などで分かりやすく示されている資料を次回までに手配するので、それを基に考えて下さい。非常に簡単ですが、時間もないのでこれで終わります。